

教育ビッグデータ利活用事業支援業務
仕様書

令和6年5月

甲府市教育委員会

1 業務目的

デジタル庁等により示された「教育データ利活用ロードマップ」を踏まえ、甲府市教育委員会（以下、「発注者」という。）においても、児童生徒が一人一台端末を活用して学習活動を行った際に生成される「学習データ」を活用することで、学びの DX を推進し、個別最適な学びの実現を図ることが必要である。また、文部科学省により示された「GIGA スクール構想の下での校務 DX について」を踏まえ、教員が校務を行った際に生成される「校務データ」と、上記「学習データ」を連携させることで、教員の校務の DX を推進し、校務の効率化及び教員の多忙化の解消を図ることも必要である。

これら、「学習データ」及び「校務データ」が蓄積された「教育ビッグデータ」の利活用において、効果的な分析方法や活用方法の指導・助言、及び運用管理支援や利活用支援等を行うことが本業務の目的である。

2 業務委託期間

令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 3 0 日まで

3 児童生徒数及び教職員数

児童生徒数及び教職員数は、次のとおりである。

児童生徒数：11,200 人

教職員数：1,100 人

なお、令和 7 年度以降も同様のものとして扱うこととする。

4 業務実施体制・実績

教育ビッグデータの運用管理及び利活用支援等を行うにあたり、GoogleWorkspace（以下、「GWS」という。）によりアカウント及び端末が運用管理されている自治体において、本業務と同程度の業務（GWS を利用した教育データの運用管理及び利活用支援、教育データの分析ダッシュボード作成、及び教材等のデジタル化支援等）における業務管理の経験が 2 年以上ある人員が業務に従事すること。

5 業務運用体制

発注者は次の体制で本業務を運用する。

業務の全体管理及び調整等：学事課 ICT 整備係

教育データの利活用に関する調整及びシステム運用等：学校教育課 ICT 推進係・教育指導係

6 業務管理体制

受注者は、本業務の運用にあたり、本業務に係る情報伝達、情報共有のためのコミュニケーションツールや手法を明確にすること。

7 法令遵守

本業務の遂行にあたっては、関係法令及び発注者が定める教育情報セキュリティポリシー、秘密保持義務を遵守し、本業務の遂行上知り得た事項は、許可なく公表、または引用してはならな

い。また、ウェブサイトの作成や各種研修の実施等の遂行にあたっては、著作権などの関連法令を遵守すること。

なお、受注者は本業務の従事者に対して、必要なセキュリティ教育を実施すること。また発注者がセキュリティ監査等を実施する場合は、これを受け入れること。

8 必要認定

受注者は以下に示す認定を受けていること。

情報セキュリティマネジメントシステム認証 (ISMS) : ISO/IEC 27001

9 業務内容

全体に関わることとして、受注者は、発注者と定期的な会議体の場を設け、教育ビッグデータを効果的に活用し、児童生徒の個別最適な学び、及び教員の校務効率化・多忙化解消を推進する、新たな施策のための提案等を行う。なお、会議は **WEB** にて週 2 回、30 分程度を想定している。

業務の詳細については、以下のとおりである。

(1) 教育データの運用管理支援

教育データ利活用ロードマップ（令和 4 年 1 月 7 日デジタル庁、総務省、文部科学省、経済産業省）で示された、データの分散管理とデータの標準化による相互運用性の確保及び、これによる利活用の平易化の方針を踏まえ、GWS を有効活用した教育データの運用管理支援を行うこと。本業務にあたっては、情報の機微度に応じた適切な管理とアクセス制御を行うこと。なお、想定される基本的な教育データの運用管理支援業務として以下に示すものを含むが、これに限らず、依頼内容に応じた運用支援を行うこと。

ア 発注者が保有する教育データの収集・分析・活用を効率的に行うため、当該データを安全かつ一元的に蓄積して運用管理を行うこと。なお、発注者の学習基盤は GWS を利用しているため、蓄積したデータは、Google Cloud Platform (GCP) 上で取り扱うこと。

イ 教育データが分析に適していない形式の場合は、データの抽出、変換、読み込み処理を行うことで整理統合すること。

ウ 必要に応じて、データの収集、変換、蓄積等の作業を自動化することで、教育データ運用管理の効率化を図ること。

エ 文部科学省やデジタル庁等の行政機関や大学等の研究機関が、政策立案や研究等を目的として、教育データを二次的に利用する必要がある場合は、発注者の指示により、データを匿名化・個人等を特定できない形式への加工を支援すること。

(2) 教育データの利活用支援

依頼内容により、一元的に蓄積した教育データを分析することで、分かりやすく視覚化された分析ダッシュボードを、BI ツール等を用いて作成すること。作成したダッシュボードは、適切にアクセス制限を設定した上で、学校別、学級別、時間帯別等の絞り込みにより、同一のデータを複数の切り口で柔軟に変更して閲覧ができること。また、ダッシュボード作成に必要なデータは、経年変化の分析を行うため、本業務期間を通して保管を行い、業務

終了後も継続して利用が可能なものとする。なお、必要な分析ダッシュボードは以下のとおりとするが、これに限らず、依頼内容に応じて分析に必要なデータの収集・変換・蓄積を行い、分析ダッシュボードを作成すること。

ア GWS の利用状況の分析ダッシュボード

発注者に属する各組織に応じて、GWS 及び管理対象 Chrome 端末の利用状況を分析したダッシュボードを作成すること。ダッシュボードで視覚化をするデータは、以下のとおりとするが、これに限らず、依頼内容に応じて追加すること。なお、各ダッシュボードは保管された日時の更新データをリアルタイム且つ自動的に反映することができ、自動的に再集計及び更新表示がされること。

(ア) オフラインログインを含まない、正確な管理対象 Chrome 端末へのログイン回数データ（日、週、月、年次のデータ集計をすること）

(イ) Google Classroom のアクティブクラス数、クラス作成数、投稿作成数のデータ（日、週、月、年次のデータ集計をすること）

(ウ) Google Chat の監査ログデータ（指定の時間帯及び日、週、月、年次のデータ集計をすること）

(エ) Google ドキュメント・スプレッドシート・スライドの作成と編集操作の記録データ、外部・内部での共有数等のデータ（日、週、月、年次のデータ集計をすること）

イ GWS 以外のアプリケーション・デジタル教材の利用状況の分析ダッシュボード

GWS 以外のアプリケーションの利用状況や利用傾向が把握できる分析ダッシュボードを作成すること。発注者が、契約する各事業者に対して提供依頼を行い、分析に必要なデータを安全に受領・蓄積した上で分析ダッシュボードの作成をすること。データの分析や可視化の詳細については、協議の上作成をすること。

ウ アンケート等の集計ダッシュボード

教職員や児童生徒等への Google フォームを利用したアンケートを集計し、分析、可視化したダッシュボードを作成すること。アンケートの集計方法やデータの分析、可視化の詳細については、協議の上作成をすること。

エ 児童生徒向けダッシュボード

児童生徒が、蓄積された自分自身のデータ（心の健康観察、睡眠時間等の生活に関する記録、AI 型学習ドリルの取組状況等）を画面上で確認し、学習の振り返りや、今後の学習への取組方を考えるきっかけとするダッシュボードを作成すること。詳細については、協議の上作成をすること。

(3) GWS を有効活用した教育及び業務アプリケーションの構築・運用

児童生徒の学びの DX や教職員の校務の効率化・教員の多忙化解消を実現するための校務 DX アプリケーションを開発し、運用支援を行うこと。なお、現時点で必要な業務アプリケーションは以下のとおりとするが、これに限らず、依頼内容に応じて業務アプリケーションの構築・運用を行うこと。

ア 児童生徒の遅刻や欠席連絡を、オンライン上で受付・管理できるツールの開発及び機能改善

児童生徒の遅刻や欠席連絡を、オンライン上で受付・管理できるツールの構築及び不具合修正等を継続的に行うこと。開発内容の詳細及び運用支援については、協議の上決定す

ること。

イ 心の健康観察システムの構築・運用支援

児童生徒の日々の気持ちの回答状況を一覧化したダッシュボードを作成することで、教員の気づきや個別指導のきっかけとし、不登校の未然防止に繋げる、心の健康観察システムの構築・運用支援を行うこと。詳細については、協議の上作成すること。

10 成果物

次に示す各資料を提出すること。

(1) 業務体制図

受注者は、契約締結後速やかに、仕様書に基づいた業務体制図を提出のうえ、発注者の承諾を得ること。なお、業務体制図には個人情報の取扱いに係る作業責任者を明記すること。

(2) プロジェクト計画書

受注者は、契約締結後速やかに、仕様書に基づいたプロジェクト計画書を提出のうえ、発注者の承諾を得ること。

(3) 各業務を通じて作成した成果物

次に示す成果物を、別途協議したプロジェクト計画書に定める期日までに提出すること。

NO	成果物	媒体
1	教育データ運用管理支援報告書	データ
2	GWS 利用状況分析ダッシュボード（開発データを含む）	データ
3	アプリケーション等利用状況分析ダッシュボード（開発データを含む）	データ
4	アンケート等集計ダッシュボード（開発データを含む）	データ
5	児童生徒向けダッシュボード	データ
6	児童生徒の遅刻や欠席連絡を、オンライン上で受付・管理できるツール（開発データを含む）	データ
7	心や体調の変化の早期発見ダッシュボード（開発データを含む）	データ
8	打ち合わせ簿	データ
9	業務実施報告書（月次）	データ

11 その他

- (1) 本業務の履行に係る経費等については、本契約若しくは契約図書等に特別の定めがある場合を除き、すべて受注者の負担とし、本業務に含むものとする。なお、作業に必要な設備・機器については、受注者の責任において確保すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項であっても、本業務において必要と認められるものについては、発注者と協議の上、対応するものとする。
- (3) 本契約は「甲府市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る予算について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。